別記様式5

# 設計業務委託契約書

設計業務名

委託報酬額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

委託者　国立大学法人　北海道大学(以下「北海道大学」という。)と受託者　【法人等名，代表者等氏名】との間において，上記の設計業務について，上記の委託報酬の額で，次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

第1条　受託者は，別冊の設計業務仕様書に基づき，設計業務を完了するものとする。
第2条　設計業務は，　【法人等の場所】　において実施する。
第3条　設計業務の着手時期は，平成　　年　　月　　日とする。
第4条　設計業務の完了期限は，平成　　年　　月　　日とする。
第5条　契約保証金は納付する。ただし，有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。
第6条　受託者は，　　について，　　保険契約を次のとおり締結するものとする。
保険期間は，平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。
保険金額は，金　　円とする。
［本条は，保険契約を締結させる場合に記載すること。］
第7条　委託報酬(前払金を含む。)は，　回に支払うものとする。
第8条　設計業務完了通知書は，北海道大学施設部　　に送付するものとする。
第9条　委託報酬(前払金を含む。)の請求書は，北海道大学施設部施設企画課　　に送付するものとする。
第10条　委託報酬については，金　　円以内の額を前払するものとする。
この支払いは，請求書及び前払金保証会社の保証書を受理した日から20日以内にするものとする。
［本条は，前金払をする場合に記載すること。］
第11条　委託報酬の支払時期は，業務の検査の完了を確認したもので，かつ，適正な請求書の提出をうけたものについては，請求書を受けた日の属する月の翌月末までに支払うものとする。
第12条　この契約についての一般的約定事項は，別記の設計業務委託契約要項によるものとする。
第13条　この契約に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は，委託者，受託者間において協議し定めるものとする。
第14条　この契約に関する訴えの管轄は，北海道大学所在地を管轄とする札幌地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため，この契約書を2通を作成し，委託者，受託者は記名の上押印し双方各1通所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

委託者　札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人　北海道大学
総　長

受託者　【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名　　印】